

13 都道府県「特定警戒都道府県」移行 「デイ」「ショート」継続で足並み

政府は4月16日、新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言を47都道府県に広げました。懸念される通所・短期入所サービスの休業要請については、介護サービスや障がい者サービスは生活上欠かさないため、全国的に「感染予防対策の上、事業継続」の方針になる見通しです。一方で、先行する7都道府県（東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡）と、同程度に感染拡大していることが確認された6道府県（北海道・茨城・石川・岐阜・愛知・京都）を加えた13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定しました。外出・移動自粛要請に留まる34県に比べて、知事の権限で休業要請・指示や従わない事業者の公表など、重点的な対策がとりやすくなります。

東京「休止要請の可能性」に踏み込む

東京都は9日、事業者に向け「今後の感染状況により、地域や対象施設を絞った上で、休業要請の可能性もある」「休業要請の際には、都・保健所・区市町村との協議を経て、慎重に実施する」と休業の可能性を通知しています。自主休業する事業所についても「ケアマネジャーと連携し、代替サービスの確保に取り組むこと」「都への連絡をすること」などを通知しています。都担当者は「今後の状況により、使用制限をお願いすることがありうるが、当面は適切な感染予防対策をした上で、必要なサービス提供がされるようお願いしたい」と話しています。

4月15日時点で、東京都が把握する自主休業中・予定の事業所は76を数えます。内訳は74件が「通所・短期入所サービス」で、感染予防が主な理由です。都への報告のない休業も含めれば、実際の休業件数はこれを上回る可能性もあります。

大阪・兵庫・福岡に続き石川も「利用自粛」呼びかけ

大阪府、兵庫県は「家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛を要請」としました。

大阪府担当者は「府の考えとしては自粛が可能な人に、お願いを申し上げる内容。必要とされる方は、利用を継続できる。抑制割合や人数を想定しているものではない」と話し、高齢者や障がい者への自粛要請が利用抑制につながらないように配慮するとしました。

福岡県も8日付けで県内事業者に「通所を控えていただくことでサービス提供を縮小し、感染拡大防止に努める」と通知しました。特定警戒都道府県に指定された石川県も、16日までに方針を固め「通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請」と利用者に利用自粛を呼び掛けています。

機能訓練特化型デイは自粛広がる

大阪府のあるデイサービス事業者は「通常型のデイと、医療ニーズの高い人向けのデイ、機能訓練特化型のデイを運営しているが、機能訓練型は利用者が半減した。医療ニーズの高い人は中断を選択することが難しい人も多く、継続利用している」と、利用者の状態によって、利用を自粛するかどうかの差があると話しています。

「特定警戒」地域に注視

政府は、全国に緊急事態宣言を行うことで、ゴールデンウィーク前・期間中の外出・移動の自粛を求めることとした上で、より深刻な13都道府県を「特定警戒都道府県」とし、それ以外の34県との状況の違いを明確にしました。西村康稔・新型コロナ対策担当相は「特定の施設の要請、指示、公表などの強い措置は今の時点では34県ですぐ何か必要になる段階ではない」としていますが、一方の特定警戒都道府県では、事態の推移に合わせて休業要請・指示をしやすい環境が整ったともいえます。